

法教育

ニュース

2014年3月

No. 4

発行：愛知県弁護士会法教育委員会

弁護士による模擬裁判授業を実施しました

名古屋市立浄心中学校 教諭 山田 さち子

本校の3年生の総合的な学習の時間のテーマは「生き方を考える」で、毎年いろいろな方を招いてお話を伺っています。そのうちの 하나가「模擬裁判」です。

模擬裁判を通して学べることはたくさんありますが、学校側の一番のねらいは、「物事を多角的に見る」ことを学ぶことです。実際、生徒たちは「いろいろな角度から物事を見ることが大切だと思った。また、人の意見などを聞くことによって、自分の意見が大きく変わるんだなと思った。今後、自分が生きていく上で必要なことをたくさん知れた。」「人は第一印象でイメージが決まってしまうこともあるけれど、それだけでその人の全てではないということを心に持っておきたいと思う。」というように、今後の生き方をふまえ、物事を多角的に見ることの大切さを感想に書いています。

また、「TVに出ている被告人が、必ずしも犯人ではないということを忘れないようにしたいと思った。」とメディアリテラシーの面からの感想もあるなど、多方面とつなげて思考を深めていることが伝わってきます。これは、討議のときなどに弁護士の方々が生徒たちに話をしてくれたからこそその感想であると思います。弁護士の方々が語る言葉は、生徒たちの印象に強く残ります。教員だけでは与えられない学びが、弁護士の方によってうまれています。

専門用語を知らないうえに、情報量の多い劇を見、有罪か無罪かを考えることは、現時点の生徒には非常に高度なことだと考えます。そこには改善するとよいことが含まれていることでしょう。しかし、それでも、生徒たちの感想には多くの学びがあふれています。毎年、ありがとうございます。

中学校における模擬裁判授業

1 獲得目標

「新しい社会 公民」（東京書籍）の88頁に「模擬裁判をやってみよう」という単元があります。この獲得目標は、国民の司法参加の意義について考えさせ、国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることにより、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことを気付かせるためです（学習指導要領解説による）。

そこで、愛知県弁護士会では、この題材をベースとした模擬裁判劇のシナリオと授業案を作成し、実際に授業を行ってみたいのでご紹介します。

2 授業スケジュール（45分授業の場合）

- 5分 授業の趣旨説明
弁護士の紹介
- 15分 模擬裁判劇
（生徒がシナリオに沿って法廷劇）
- 20分 評議
（各グループに弁護士がついてアドバイスをします）
- 5分 まとめ
（各グループの評議結果発表・講評など）

3 評議とは

評議は、実際の裁判員裁判でも行われています。争点となった問題について、裁判員が自由に意見を述べて、何が真実なのか議論します。学習指導要領改訂の趣旨にも記載されている「言語活動の充実」にも寄与できると思います。弁護士が、発表の苦手な生徒にも意見を求めるなどのサポートやアドバイスをを行い、より充実した評議になるよう工夫を凝らします。

4 模擬裁判シナリオ例

シナリオの一部を掲載します。コンビニ店員への証人尋問部分（抜粋）です。

弁護人 あなた、暗い中で、本当は、犯人の顔が見えなかったんじゃないですか。

検察官 異議あり。さいばんちやう べんごにん裁判長、弁護士は、「現場が暗かった」と決めつけて質問をしています。証人は「暗かった」とは言っていません。

弁護人 じゃあ質問を変えますけど、あなたが犯人の顔を見たとき、周りは明るかったのですか？

証人 うすくら薄暗かったですけど、コンビニの前ですから、コンビニの灯りで犯人の顔は見えました。

弁護人 犯人はマスクをしていたんだから、あなたは、犯人の顔は、目元と鼻しか見ていないんですよね。

証人 はい。

弁護人 それで、目元がつり上がっているから、ひこくにん被告人と犯人は似ていると言うのですか。

証人 はい。似ています。

弁護人 でも目元がつり上がった人なんて、たくさんいるでしょう。

証人 ……それはそうですけど。

いかがでしょうか。法廷の現場経験がある弁護士だからこそ作り得た迫真性のあるシナリオだと自負しているのですが。

◆模擬裁判授業を実施した中学校の先生から感想をいただきました◆

11月7・8日に3年生のクラスで模擬裁判の授業をしていただきました。コンビニ強盗事件のシナリオを用意していただき、裁判官・検察官・弁護士などの配役を決め、模擬裁判を行いました。裁判員役の生徒たちは、模擬裁判を見て被疑者が有罪か無罪かについて討論をしました。

模擬裁判に参加した生徒は、役になりきって台本を読むことができました（特に弁護士の「異議あり！」の台詞が人気でした。）。後半の討論の場面では、グループの中に入ってくださいました弁護士の先生が模擬裁判の内容や話し合いのポイントを整理して、討論を円滑に進めてもらいました。討論の中で自分の考えを発言することができなかった生徒も、授業後に書いたワークシートでは、グループの人たちの意見を聞いて、有罪・無罪の判決を書くことができました。今回の授業で、司法についての理解を深めることができました。裁判員として自分も司法に参加する可能性についても真剣に考えることができたのではないかと思います。改善点については、生徒数が多かったので、討論のグループをもう少し少人数に分けて、それぞれのグループに先生お一人ずつついていただくと、生徒一人一人が話す時間が増えたのではないかと思います。

弁護士の先生方には、2時間扱いの授業を1時間にまとめたり、困っている生徒の支援をしたりするなど、学校の要望に合わせて素晴らしい授業実践をしていただき、本当にありがとうございました。こちらが短い時間で設定してしまったので、先生方からお話を伺ったり、生徒が質問したりする時間を充分にとることができなかったのが残念です。ぜひ来年度も授業をお願いしたいと思います。ありがとうございました。（名古屋市立中学校 教諭）



【中学校での出前授業の様子】

この度は「本物に触れる」機会を設けることで、今回の学びが社会人としてまた大人として生きていく未来のために必要な知識・経験として役立つと考えたため、申し込ませていただきました。無理を申し上げましたが、快く7クラスもお引き受け下さりたくさんの弁護士の方にご協力いただきました。さらに、初めてのお願いでしたが、打ち合わせの段階から丁寧にご対応いただいたおかげで当日までスムーズに運ぶことができました。ご担当いただきました尾形様をはじめ、関係の皆様方に心より感謝申し上げます。

生徒たちも、模擬裁判（劇+裁判員として判決を考える）を体験することでよい学びに繋がったようです。とかく社会は暗記教科だと言われることもありますが、用語を暗記しているだけでは模擬裁判は成り立ちません。その用語の意味を理解した上、判決を考えるなど実際に自分で考え判断し、他者に考えを伝えると同時に他者の意見にも耳を傾け、さらに最も適切な結論を導き出すという過程をたどります。このような性質から、生徒たちは模擬裁判を体験することで、自ずと“知っておくべき大切なことを自分のことばで理解し、知を獲得”できるため、用語の暗記というレベルに止まらず、知識の理解を高めることができたのではないのでしょうか。また、普段はなかなか実際に活躍されている弁護士の方にお会いする機会がないため、直接お目にかかり話を伺ったりすることで職業観にも大きな刺激となったようです。

教員といたしましても、裁判制度について自分なりに考えてみる「きっかけ」としてとても良い授業だったと思います。次年度以降も続けていきたい取り組みなので、学校側の都合だけを考えた意見となりますが、かかる時間の割に進む量が少ないので内容と時間のバランスをよくすることなど、今後の検討課題として教員間でも検討して参りたいと存じます。

この模擬裁判は、生徒教員ともにより学びの機会となりました。ご尽力下さった皆様方に御礼申し上げます。また今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（私立中学校 教諭）

+小学生

今年の夏も 「愛知県弁護士会 中高生のためのサマースクール 2014」へ！！

1 今年も開催決定！

今年も、愛知県弁護士会では、
以下のとおり「サマースクール」を開催します！！

日程：8月1日（金）7日（木）8日（金）の3日間

場所：愛知県弁護士会館

（昨年とは会場が異なりますので、ご注意ください。）

詳しい日時、会場及び申込方法等は、6月頃より、愛知県弁護士会ホームページ等で順次お知らせいたします。



2 毎年恒例の人気企画が目白押し♪

中高生向けの講座として、①中高生と弁護士が本気でディベート！「**弁護士に挑戦！**」、②裁判官・検察官・弁護人役の中高生に、罪を犯した少年の裁判を行ってもらおう「**ティーンコート**」、③楽しくクイズに挑むことで法律や裁判に親しんでもらう「**クイズ選手権**」、④裁判官、検察官、弁護士に素朴な疑問を投げ掛けて、ここだけの本音を話してもらおう「**裁判官・検察官・弁護士ここだけの話**」、⑤弁護士の熱演による模擬裁判を見た後で、グループ評議で判決を考えてもらう「**刑事模擬裁判**」があります。

今年は、2年ぶりに「**法廷傍聴**」も実施します。弁護士と一緒に、実際の裁判を傍聴した後は、弁護士への質問タイム！弁護士が、裁判手続などの疑問点にお答えします。この企画は小学生（5・6年生）にも参加いただけます。なお、そのほかの小学生企画も検討中です。

3 皆さんの「入学」をお待ちしています☆

愛知県弁護士会「サマースクール」は、今年で12年目を迎えます。学校も学年も異なる中高生が一堂に会し、相手の意見を受け入れ、自分の考えを述べる。そんな楽しい学びの機会を目指して、現在、鋭意準備中です。

今年も、たくさんの中高生が「サマースクール」へ「入学」してくれることを心よりお待ちしております。

出前授業を、皆さんの学校でもやってみませんか？

ご希望に応じた授業を検討します。弁護士と一緒に、新しい授業を作りましょう♪
新学習指導要領を踏まえた授業プランもあります。お気軽にご相談ください。

お問合せ・お申込みは **愛知県弁護士会 人権法制係** まで
(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)

※ 折り返し、担当の弁護士より、ご連絡させていただきます。

※ 愛知県弁護士会HPの法教育活動のページもご覧ください。

愛知県弁護士会HP



「愛知県弁護士会とは」（バナー）



「愛知県弁護士会の活動内容」の中の「法教育活動」をクリック！

<http://www.aiben.jp/page/frombars/katudou/houkyouiku.html>

このホームページから講師派遣（弁護士による出前授業）の申込書をダウンロードできます。

※法教育活動のページでは法教育ニュースのバックナンバーも見ることができます。